

浦添市
庁舎 ESCO 事業提案募集要項

平成 27 年 12 月

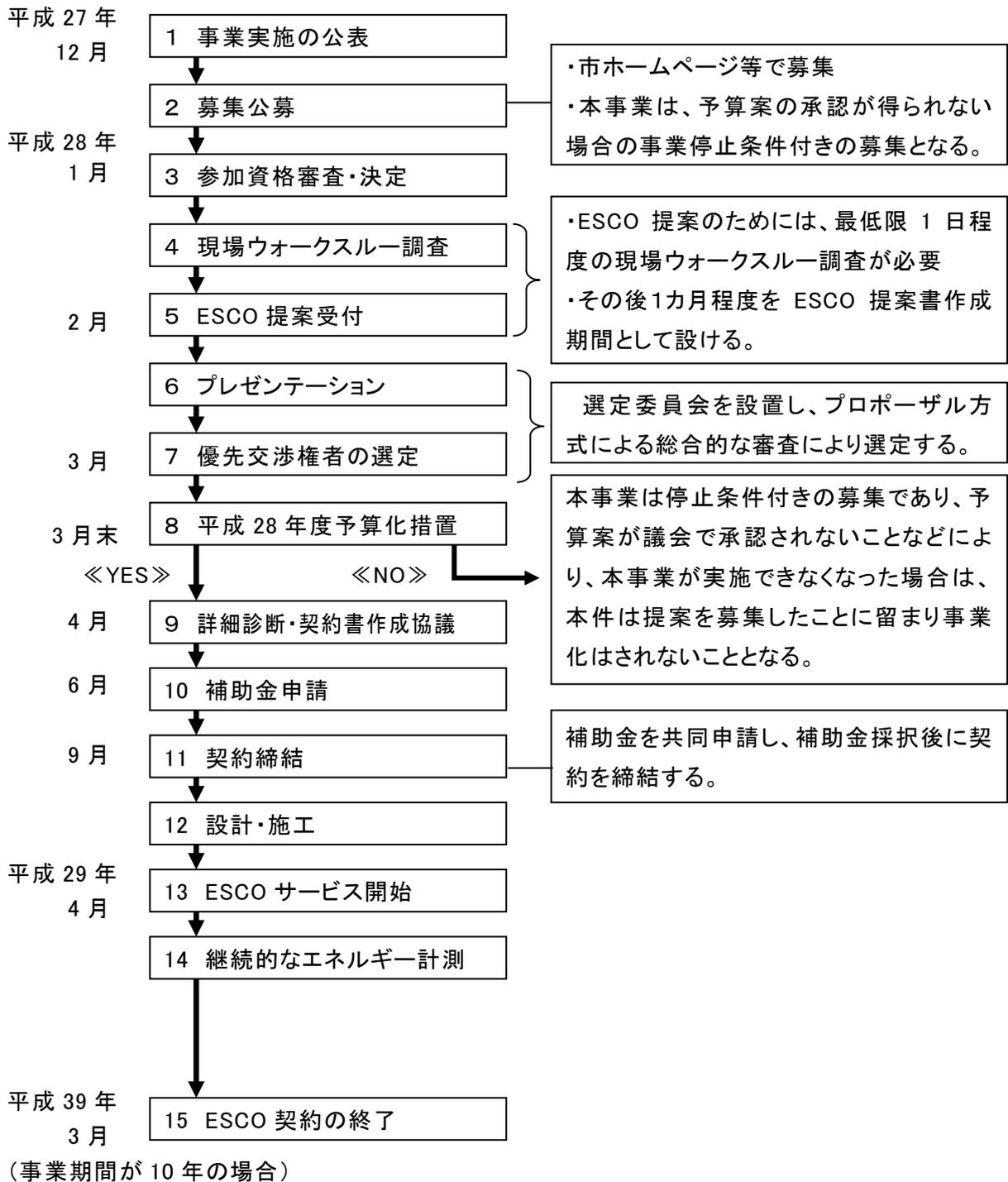
沖縄県浦添市 総務部総務課

電 話 098-876-1234(内線 2011・2014)

F A X 098-876-8585

Eメール somu@city.urasoe.lg.jp

浦添市庁舎 ESCO 事業のスケジュール(予定)



目次

| | |
|---------------------|----|
| 1 募集の趣旨 | 1 |
| 2 募集概要 | 1 |
| 3 応募条件 | 2 |
| 4 事業者選定の流れ | 5 |
| 5 ESCO 提案募集スケジュール | 6 |
| 6 審査及び審査結果の通知 | 9 |
| 7 提示条件 | 10 |
| 8 事業の実施に関する事項 | 14 |
| 9 契約に関する事項 | 14 |
| 10 ESCO 提案提出書類・作成要領 | 15 |
| 11 閲覧資料 | 18 |

別紙1「エネルギー使用量及び光熱水費」

別紙2「予想されるリスクと責任分担」

本事業は停止条件付きの募集であり、予算案件等が議会で承認されないことなどにより、本事業が実施できなくなった場合は、本件は提案を募集したことに留まり事業化はされないこととなります。

また、今後、内容等が変更となることもありますので、あらかじめご了承ください。

1 募集の趣旨

浦添市(以下「市」という。)では、市庁舎行政棟及び議会棟(以下「庁舎」という。)に ESCO (Energy Service Company) 事業を導入し、省エネルギー化の推進による光熱水費の効果的な削減及び、運転管理業務の効率化による維持管理費の削減を図り、環境負荷の低減と設備機器の改修を実現するための事業実施を予定しています。

本募集の目的は、民間事業者から優れた技術を活かした設計、施工、事業資金計画、運転管理方針、維持管理及び光熱水費削減の保証等の包括的なエネルギーサービスを提案(以下「ESCO 提案」という。)を公募し最も優れていると考えられる提案を選定するものです。

最も優れた提案を行った事業者(以下「優先交渉権者」という。)は、市と契約の締結に向けて協議を行い、合意に至れば契約を締結し、契約事業者として本事業を実施します。ただし、本事業は停止条件付きの募集であり、予算案件等が議会で承認されないことなどにより、本事業が実施できなくなった場合は、本件は提案を募集したことに留まり事業化はされないこととなります。

2 事業概要

2-1.事業名称

浦添市庁舎 ESCO 事業

2-2.契約方式

シェアード・セイビングス契約(民間資金活用型)

2-3.事業内容

事業者は、市と結ぶ契約に基づき、包括的エネルギーサービス(以下「ESCO サービス」という。)を市に提供するものとする。

(1) 提供するサービス

事業者は、自らが行った提案に基づき、省エネルギー改修設備等(以下「ESCO 設備」という。)を設置し、契約期間内において、ESCO 設備の運転管理、維持管理及びエネルギー削減量の保証及び省エネルギー効果を把握するための計測・検証等を含む ESCO サービスを提供するものとする。

(2) 運転管理・維持管理

事業者は、契約期間内において自らの責任で ESCO 設備の運転管理及び維持管理を行うものとする。また、事業者は ESCO 設備及び既存設備等に関する運転管理指針を示し、事業者及び市は、善良なる管理者の注意義務をもって各々の運転管理を行うものとする。

(3) 計測・検証

事業者は、適切な計測・検証手法を導入し、省エネルギー効果及び市の利益を保証するものとする。

(4) 契約期間終了後の ESCO 設備の取り扱い

市は、契約期間終了後、事業者の設置した ESCO 設備の所有権について協議をすることができるものとする。

2-4.業務の範囲

事業者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 省エネルギー改修に関する設計、施工、施工監理及びその関連業務
- (2) 設計及び工事に関連する全ての手続き業務及びその関連業務
- (3) 契約期間内における ESCO 設備の維持管理業務
- (4) 契約期間内における ESCO 設備及び既存設備の運転管理方針に基づく助言業務
- (5) 契約期間内における省エネルギー量の計測及び検証業務
- (6) 契約期間内におけるエネルギー削減に関する保証業務
- (7) 契約期間終了後に市から要求があった場合における、ESCO 設備の所有権移転業務
- (8) 省エネ設備にかかる補助金申請及びその関連事業

2-5.事業場所

浦添市役所 沖縄県浦添市安波茶1丁目1番1号

2-6.事業スケジュール(予定)

| | |
|---------------|------------------------------|
| 契約期間 | 事業者の提案による(ただし、最長 10 年とする) |
| 優先交渉権者の決定 | 平成 28 年 3 月 |
| 補助金申請 | 平成 28 年 4 月～ (申請する補助金の種類による) |
| 契約の締結 | 平成 28 年 9 月(予定) |
| 設計・工事期間 | 契約締結日～平成 29 年 3 月 |
| ESCO サービス開始期日 | 平成 29 年 4 月 |

2-7.事業の不成立

本事業は、停止条件付きの募集であり、本市において予算案件が議会で承認されないこと等により、本事業が実施できなくなった場合には、契約が締結できない場合があります。なお、契約が締結されなかった場合、それまでに要した経費は応募者が負うものとします。

3 応募条件

3-1.応募者

- (1) 応募者は、ESCO 事業を行う能力を有する単独企業あるいはグループ(複数の企業の共同)とする。
- (2) グループで応募する場合は、事業役割を担い、契約者となる代表者を1社選定すること。
- (3) 参加表明時、応募者の構成員すべてを明らかにし、各々の役割分担を明確にすること。
- (4) 応募者は、応募を含むそれ以降の提案に係る諸手続及び契約等にかかる諸手続を行うこと。
- (5) ESCO 提案提出後において、事業運営を目的とした特定子会社等を設立することも可能とする。ただし、設立条件等に関しては、市と協議をした上で合意を得る必要がある。

3-2.応募者の役割

- (1) 応募者は、次の役割をすべて担い、グループの場合は各構成員が以下の役割を分担すること。
 - ア.事業役割:市との窓口となり契約等諸手続を行い、事業遂行の責を負うものとする。
 - イ.設計役割:設計に関する業務及び監理に関する業務をすべて実施すること。
 - ウ.建設役割:建設に関する業務をすべて実施すること。
 - エ.その他の役割:上記ア.~ウ.以外の運転、維持管理、金融などに関する業務を各々実施すること。
- (2) 事業役割を担う企業と、それ以外の役割を担う企業が異なる場合は、市との契約時に適正な契約を締結し市に報告すること。
- (3) 事業役割が複数の企業で構成される場合は、企業間の事業役割に関する合意書を市に提出すること。
- (4) 下請業者又は協力事業者の選定に当たっては、市内に主たる営業所を有する者の中から優先して選定するよう努めること。

3-3.応募者の資格

応募者の資格要件は次のとおりとする。なお、グループの場合は、グループとしてこれらの要件を満たす必要がある。

- (1) 応募者は、本募集要項の内容を十分に遂行できると認められる者であること。
- (2) 応募者は、各種対策により対象施設エネルギー削減量を提案できる者であり、削減量が達成できない場合には、保証措置を講じることができる者であること。
- (3) 応募者は、省エネルギー改修後のエネルギー削減量及び削減金額を計測・検証することができる者であること。
- (4) 事業役割を担う構成員は、省エネルギー保証を行う省エネルギー改修工事又は ESCO 事業の実績があり、経営等の状況が良好であること。事業役割を担う構成員が複数である場合は、少なくとも代表者が本要件を満たすこと。
- (5) 設計役割を担う構成員は、建築物若しくは建築設備の改修に係る提案及び施工監理を行う者であるため、一級建築士、建築設備士、技術士(建設、電気、電子、機械又は衛生工学)若しくはエネルギー管理士のいずれかの資格者が所属する者であること。
- (6) 建設役割を担う構成員は、建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第3条第1項の規定により、提案内容に該当する種類の建設工事に係る特定建設業の許可、またはこれに類する許可を受けた者であること。なお、建設役割を担う事業者は、建設業法第 26 条に基づき、監理技術者等を選任すること。
- (7) グループで応募する場合は、沖縄県に本店又は主たる営業所を有するものを1社以上含むグループとすること。
- (8) 既存設備の設計・施工及び省エネルギー診断等を実施した事業者であっても、本事業における各役割を担う応募者として参加することを妨げない。

3-4.応募者の制限

次に掲げるいずれかに該当するものは、応募者又は応募者の構成員になることはできない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者
- (2) 本募集要項公告の日から提案書提出日までの間において、浦添市から指名停止の措置を受けている者
- (3) 浦添市暴力団排除条例(平成23年6月29日条例第14号)第2条に規定する暴力団および暴力団員に該当又は関係している者
- (4) 本募集要項公告の日から提案書提出日までの間において、建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第3項又は第5項の規定による営業停止の処分を受けている者
- (5) 商法(明治32年法律第48号)第381条第1項の規定による社会の整理の開始を命じられている者
- (6) 民事再生法(平成11年法律第225号)の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされている者
- (7) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項又は第2項の規定による構成手続開始の申し立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件(以下「旧更生事件」という。)に係る同法による改正前の会社更生法(昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。)第30条第1項または第2項の規定による更生手続開始の申し立てを含む。以下「更生手続開始の申し立て」という。)をしている、または更生手続開始の申し立てをなされている者
- (8) 国税及び地方税、社会保険料の滞納がある者

3-5.応募に関する留意事項

- (1) 応募に関するすべての書類の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とする。
- (2) 提出書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属するものとする。原則として提出書類の返却はしない。また、市は、提出者に無断で本ESCO提案募集以外の目的において、提出書類を使用したり情報を漏らしたりはしない。なお、応募者が事業者となった場合、その著作権は市に帰属するものとする。
- (3) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、工事材料、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、事業者が負うものとする。
- (4) 市が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用してはならない。また、応募者は、応募にあたって知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- (5) 1応募者は、公募案件あたり1つの提案しか行うことができない。
- (6) 1応募者の構成員は、同一公募案件の他の応募者の構成員となることはできない。
- (7) 応募者の構成員の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、市と協議を行い、市が変更を認めたときはこの限りではない。

- (8) いったん提出した書類の変更はできない。ただし、提出書類の脱漏または不明確な表示等があり、かつ、本市が変更を認めたときはこの限りではない。
- (9) 参加表明書又は提案書に虚偽の記載をした場合は、参加表明書又は提案書を無効とする。

4 事業者選定の流れ

4-1.応募者

応募者は、「3 応募条件」で定める資格要件を満たすものとする。

4-2.応募資格要件の確認

参加表明した者の応募資格要件を確認し、条件を満たす応募者に対し、ESCO 提案書の提出を要請する。

4-3.最優秀及び優秀提案の選定

浦添市庁舎 ESCO 提案事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、提案の中からプロポーザル方式による方法を用いて、最優秀提案1件及び優秀提案を数件選定する。

4-4.詳細協議

最優秀提案をした応募者は、優先交渉権者となり、詳細診断の実施、包括的エネルギー管理計画（最終提案）書の作成及び契約書を締結するまでの諸条件について、市と詳細協議を進める。なお、この際の協議は、優先交渉権者の提案の範囲内で行うものとする。

4-5.事業者の選定及び契約

優先交渉権者は市と詳細協議を行い、予算措置を含めて協議が整った場合に契約を締結する。なお、優先交渉権者との協議が整わない場合は、優秀提案を行った数者の範囲内において、次順位の者を優先交渉権者として同様の詳細協議を行う。

4-6.事務局

本 ESCO 提案募集に係る事務局は、次のとおりとする。

所在地 〒901-2501 沖縄県浦添市安波茶1丁目1番1号

担当窓口 浦添市総務部総務課

電話番号 098-876-1234(内線 2011・2014)

F A X 098-876-8585

Eメール somu@city.urasoe.lg

5 ESCO 提案募集スケジュール

5-1.日程

ESCO 提案の募集及び選定は、次の日程(予定)で行う。

| | |
|---------------------|-------------------------------|
| 募集要項の公告(市ホームページに掲載) | 平成 27 年 12 月 10 日 |
| 募集要項に関する質問受付 | 平成 27 年 12 月 10 日 ~ 12 月 15 日 |
| 募集要項に関する質問回答 | 平成 27 年 12 月 18 日 |
| 参加表明書及び資格確認書類の受付 | 平成 27 年 12 月 11 日 ~ 12 月 24 日 |
| 参加資格確認結果及び提案要請書の送付 | 平成 28 年 1 月 6 日 |
| 現場ウォークスルー調査 | 平成 28 年 1 月 14 日 ~ 1 月 15 日 |
| 現場ウォークスルー調査に関する質問受付 | 平成 28 年 1 月 14 日 ~ 1 月 20 日 |
| 現場ウォークスルー調査に関する質問回答 | 平成 28 年 1 月 25 日 |
| ESCO 提案書の受付 | 平成 28 年 2 月 15 日まで |
| プレゼンテーション | 平成 28 年 2 月下旬 |
| 最優秀提案者等の選定・結果公表 | 平成 28 年 3 月初旬 |
| 優先交渉権者の選定 | 平成 28 年 3 月末 |
| ESCO サービス契約の締結 | 平成 28 年 9 月 |

5-2.ESCO 提案募集の手続き

(1) 参加表明書及び資格確認書類の提出

ア.提出日時 平成 27 年 12 月 11 日(金)から 12 月 24 日(木)までの午前 9 時から午後 5 時までとする。(ただし土日・祝祭日を除く。)

イ.提出方法は、郵送又は直接持参とする。なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によるものとし、提出期間中に到着したものに限り受け付ける。なお、郵送事故等については提出者のリスク負担とする。

ウ.提出先 〒901-2501 沖縄県浦添市安波茶1丁目1番1号
浦添市総務部総務課管財係 宛(浦添市役所8階)

(2) 提出書類

次の提出書類に各々書類符号を記した表紙とインデックスを付け、A4 縦長ファイルに綴じたものを2部(正1部、副1部)提出すること。

- 1.参加表明書(様式第1号、代表者のみ)
- 2.委任状(任意様式、必要な場合のみ)
 - ・当該 ESCO 事業において代理人を置く場合に提出すること。
- 3.グループ構成表(様式第2号、グループで参加の場合のみ)
 - ・応募者の構成員すべてを明らかにし、各々の役割分担を明確にすること。
- 4.構成員間の契約書又は覚書等(グループで参加の場合のみ)
 - ・構成員の間で交わされた契約書又は覚書等の内容を提出すること。

- 5.会社概要書(様式第3号の1)
- 6.企業状況表(様式第3号の2)
- 7.有資格技術職員内訳表(様式第3号の3)
- 8.各役割の責任者業務実績(様式第3号の4)
- 9.特定子会社等の構成計画書(特定子会社設立予定の場合のみ)
 - ・ESCO 提案提出後において、事業運営を目的とした特定子会社等の設立を予定する場合は、資本金、役員、出資者、定款を明らかにする構成契約書を提出すること。
- 10.ESCO 関連事業実績一覧表(様式第4号)

様式に従い、以下の項目を網羅した事業実績書を作成すること。

 - ・事業名 : 契約書上の正確な名称を記載すること。
 - ・発注者 : 発注者名を記入すること。
 - ・受注形態 : 単独又はグループの別を記入すること。
 - ・契約金額 : 消費税相当額を含む金額の総額を記入すること(単位千円)
 - ・契約年月日 : 契約締結日を記入すること。
 - ・契約期間 : 計画始期及び終期を記入すること。
 - ・施設の概要 : 施設の主な用途、構造、規模面積、改修工事完了年月日を記入する。
 - ・主な契約内容 : 対象機器、省エネルギー率、パフォーマンス契約の有無と種類
- 11.監理技術者免許証
 - ・建設役割会社における監理技術者資格者証(表・裏)の写しを提出すること。
- 12.経営事項審査結果通知書
 - ・直近の許可証明書を提出すること(写しでも可)。ただし、担当業務内容により、審査を受ける必要のない場合は、その旨記載すること。
- 13.特定建設業の許可証明書
 - ・建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項に規定する「特定建設業」の提出すること(写しでも可)。ただし、担当業務内容により、審査を受ける必要のない場合は、その旨記載すること。
- 14.最新の浦添市競争入札参加資格者名簿への登録がない場合は、次の書類も併せて提出すること(写しでも可、発行日より3カ月以内のもの)
 - ・印鑑証明書(拡大縮小しないこと)
 - ・定款
 - ・財務諸表(前期の貸借対照表及び損益計算書等)
 - ・登記事項証明書(履歴事項全部証明書)
 - ・市町村税の滞納のない証明書(事業所のある市町村発行)
 - ・都道府県税完納証明書(全税目の滞納のないことを確認できる証明書)
 - ・国税納税証明書(様式その3の3)
 - ・労働保険証明願(労働局)
 - ・社会保険料納入確認書(年金事務所)

5-3.募集要項に関する質問及び回答

(1) 質問の方法

質問書(様式第6号)に質問内容を記載し、電子メールにより提出すること。(電子メール送信後、担当者まで電話連絡し受信の確認すること。)

(2) 受付期間

募集要項公告の日から平成 27 年 12 月 15 日(火)午後5時まで

(3) 回答方法

平成 28 年 12 月 18 日(金)午後1時以降に、参加申込みのあったすべての者に対し、電子メールにて回答するとともに、本市ホームページで公表するものとし、口頭による個別対応は行わない。なお、回答は本募集要項と一体のものとして同等の効力を持つものとする。

(4) 提出先メールアドレス及び確認先電話番号

浦添市総務部総務課メールアドレス:somu@city.urasoe.lg.jp

浦添市総務部総務課(管財係)電話番号:098-876-1234(内線 2011・2014)

担当者:比嘉

5-4.資格審査結果及び提案要請書の通知

資格審査の結果は、市から応募者に通知する。資格が確認された場合は、併せて ESCO 提案要請書を送付する。なお、参加確認の基準日は、参加表明書の受付日とする。

5-5.現場ウォークスルー調査

(1) 現場ウォークスルー調査の実施

現場ウォークスルー調査を次の通り実施する。なお、詳細については提案要請書と併せて通知する。

ア.日時:平成 28 年1月 14 日(木)から1月 15 日(金)の間に順次指定

イ.場所:浦添市役所(行政棟・議会棟)

(2) 閲覧可能資料

ア.過去3年間のエネルギー使用量(電気・水道・油・ガス)及び光熱水費

イ.空調、衛生、電気設備の完成図書及び機器仕様書等

(3) 現場ウォークスルー調査に対する質問

ア.質問の方法

前記「5-3 (1)質問の方法」と同様に質問書を提出すること。

イ.受付期間

平成 28 年1月 14 日(木)から1月 20 日(水)午後5時まで

ウ.回答

平成 28 年1月 25 日(月)午後1時以降に、電子メールにて回答するとともに、本市ホームページで公表するものとし、口頭による個別対応は行わない。なお、回答は本募集要項と一体のものとして同等の効力を持つものとする。

5-6.ESCO 提案書の提出

提案要請書を通知された応募者は、前記の現場ウォークスルー調査に参加後、「10 ESCO 提案提出書類・作成要領」に従い ESCO 提案提出書類を作成し、関連資料も併せて次の方法により提出すること。

- (1) 提出期限：平成 28 年 2 月 15 日(月)午後5時まで
- (2) 提出方法及び提出先：5-2(1)のイ及びウに同じ

5-7.参加を辞退する場合

提案要請された応募者が以降に参加を辞退する者は、ESCO 提案書提出期限までに辞退届(様式第6号)を1部、事務局に持参又は郵送で提出すること。

6 審査及び審査結果の通知

6-1.プレゼンテーション及びヒアリング

提出された ESCO 提案書に基づき、以下のとおり、プレゼンテーション及びヒアリングを行う。
なお、詳細については応募者全員に別途通知する。(平成 28 年 1 月下旬予定)

- (1) 日時
平成 28 年 2 月下旬を予定
- (2) 場所
浦添市役所内

6-2.審査の手順

- (1) 審査は、市が設置する「選定委員会」において、総合的に審査を行い、最優秀提案1件及び優秀提案を数件選定する。詳細は、「提案審査要領」にて公表する。(平成 28 年 1 月下旬予定)
- (2) 審査の結果、総合得点の最も高い提案をした最優秀提案を優先交渉権者とする。その他、上位数社を次選交渉権者として順位を付して選出する。

6-3.審査結果通知及び公表

- (1) 審査の結果については、浦添市公式ホームページにおいて公表するとともに、参加したすべての提案者に電子メール及び文書により通知する。
- (2) 審査結果に対する異議を申し立てることはできない。
- (3) 審査結果や審査内容に関するお問い合わせは、一切受け付けない。

6-4.失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出期限内に、提出書類が提出されなかった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (4) 本募集要項に違反すると認められる場合

7 提示条件

応募者は、以下に提示する条件に基づき、ESCO 提案書等の提出書類を作成すること。

7-1.最低省エネルギー率

施設全体の省エネルギー率は、10%以上であること。

7-2.業務の遂行

- (1) 平成 29 年 3 月 31 日までに省エネルギー改修工事(試運転調整を含む。)を完成させ、平成 29 年 4 月 1 日からの省エネルギーサービスの提供を開始すること。
- (2) 「2 事業概要 2-4.業務の範囲」に示す業務を確実に行うこと。

7-3.事業資金計画等

- (1) 提案する省エネルギーサービスに要する費用の全額を事業所が負担し、本市は地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 214 条に基づき債務負担行為を設定し、本事業に必要な ESCO サービス料を契約期間にわたり毎年度均等に支払うものとする。
- (2) 優先交渉権者は、省エネルギー改修に係る補助金の申請に関連する諸手続きを、本市と協議のうえ行うものとする。ただし、補助金が獲得できない場合も本事業は実施する。

7-4.設計・施工に関する事項

- (1) 次に示す施設概要の他、「11 閲覧資料」に示す資料を参考に、建物設備概要、エネルギー消費実績、省エネルギー診断、省エネルギー手法とその省エネルギー性能、改修費用、光熱水費削減額、計測・検証手法等を示す ESCO 技術提案書を作成すること。

なお、本市庁舎は、防衛施設周辺防音事業の助成対象施設であることから、最新の「防衛施設周辺防音事業工事標準仕方書」に準じた防音対策を考慮した提案とすること。

【施設概要】

- 建物名称 : 浦添市庁舎
- 所在地 : 沖縄県浦添市安波茶一丁目1番1号
- 竣工 : 行政棟 1997 年 7 月(18 年経過)
議会棟 1999 年 3 月(16 年経過)
- 建築規模 : 行政棟 SRC造 地下 1 階、地上 9 階
議会棟 RC造 地下 1 階、地上 4 階
- 延床面積 : 20,922.56 m²(駐車場除く)
- 閉庁日 : 土・日曜日、祝日、慰霊の日(6 月 23 日)、年末年始(12 月 29 日～1 月 3 日)

7-5.ベースライン及び削減保証金の設定

(1) ベースラインの設定

ア.応募者は、別紙1「ベースライン基本データ」で示す「1.エネルギー使用量及び光熱水費」の過去3年間の単純平均値(以下、「エネルギーベースライン」という。)に、別紙1②の「2-4.維持管理費相当額」と「2-5.設備更新費相当額」を加えた金額を改修計画の基礎となる応募時のベースラインとして設定してよいものとする。

イ.優先交渉権者は、詳細診断を基にした包括的エネルギー管理計画書の作成時に、独自の推計方法によりベースラインの設定ができるものとする。その際は、ベースライン設定時点での設定条件、計算方法を明示し、本市と合意する必要がある。

(2) 光熱水費削減予定額及び削減保証額の設定

ア.応募者は、技術提案の内容に従い計算方法を明示したうえで、省エネルギー改修後の光熱水費削減額を算出するものとし、これを「光熱水費削減予定額」とする。なお、計算に用いる光熱水費単価は、別添1「ベースライン基本データ」の光熱水費単価とする。ただし、エネルギー供給源の変更やエネルギー使用量が大幅に変化する提案等の場合は、応募者の提案による光熱水費単価とする。光熱水費単価は、すべて税込みとし、算出根拠を明示すること。

ウ.応募者は、光熱水費削減予定額の範囲内で、最低限保証する「光熱水費削減保証額」を示すこと。また、光熱水費削減保証額は「光熱水費削減予定額」の70%以上とすること。

7-6.ESCO サービス料の支払い等

(1) ESCO サービス料の上限

ESCO サービス料の上限は、年間 41,598 千円(税込)とする。また、ESCO 契約期間中にわたり均等の金額で設定するものとし、総額は 415,980 千円(税込)を上限とする。

(2) ESCO サービス料支払期間

優先交渉権者の提案する ESCO 契約期間とします。ただし、最長 10 年とする。

(3) 支払方法

ア.ESCO 契約期間の各年度にわたる均等払いとし、支払回数と時期については、本市と優先交渉権者との協議によるものとする。

イ.事業者は、以下に示す条件に基づき ESCO サービス料を算定して、指定された期日までに本市に請求書を送付するものとする。

ウ.本市は、当該各年度において、事業者が保証するエネルギー等の削減効果があることを確認したうえで、所定期日までに ESCO サービス料を支払うものとする。

エ.「実現した光熱水費削減額」が「削減予定額」を上回る場合には、「実現した光熱水費削減額」から「削減予定額」を減じた額を累積加算し、事業者の「累積仮想貯金」とする。

オ.「実現した光熱水費削減額」が「削減保証額」を下回る場合、当該年度分の ESCO サービス料は、「削減保証額 - 実現した光熱水費削減額」(「不足金額」という。)を ESCO サービス料から減じた額とします。ただし、このとき、「累積仮想貯金」がある場合、「累積仮想貯金」から「不足金額」が0になるまで「不足金額」に補填することとする。

カ.累積仮想貯金から不足金額に補填されたにもかかわらず、「ESCO サービス料 - 累積仮想貯金を補填した後の不足金額」が0又は負の場合となる場合は、当該年度の ESCO サービス料は0円となる。また、この場合、事業者は「当該年度に要した光熱水費 + 本市の保証利益」からベースラインを減じた額を本市に追加で支払うものとする。

キ. ESCO サービス終了時に、「累積仮想貯金」が残っていても現実の給付は行わない。

ク事業者の申し出を受け、ベースラインの見直しに係る要件に該当することを本市が妥当と判断した場合は、上記の限りではない。

ケ支払いは、本市の通常の方法によるものとする。

コ ESCO サービス料及び支払いの保証と調整方法等の詳細については、優先交渉権者と協議のうえ、契約書で定めるものとする。

サ ESCO 提案書提出時は、消費税は8%で算出することとし、その後変更がある場合は、別途本市と事業者の間で協議する。

(4) ESCO サービス料の総支払額

ESCO サービス料の総支払額は、契約期間中の以下に示す元金相当費用と、金利及び事業者の利益を加えた額とする。なお、提案から契約までの期間中に、物価等について著しい変動が発生した場合は、本市と事業者が協議のうえ、額を見直すことができるものとする。また、毎年支払われる ESCO サービス料は、各年度にわたる均等払いとする。

ア.元金相当費用

- ・詳細診断、設計を含む包括的エネルギー管理計画書の作成及びその関連業務にかかる費用
- ・省エネルギー改修工事及びその関連業務にかかる費用
- ・ESCO 設備の維持管理にかかる費用
- ・計測、検証にかかる費用
- ・既存設備以外の新たに導入した設備に関する運転管理にかかる費用
- ・契約にかかる経費(印紙代は、事業者負担とする。)
- ・租税
- ・その他、本 ESCO 事業に伴う経費(必要な調査費用等)

イ.金利の算出方法

- ・金利は、応募者の提案によるものとする。
- ・固定金利で、商取引上妥当な値とする。

(5) 光熱水費削減保証とエネルギーベースラインの調整方法

ア.当該年度のエネルギーベースラインが、包括的エネルギー管理計画書に定めるエネルギーベースライン変動要因に当てはまる場合は、事業者の申し出を受け、当該申し出を本市が妥当と判断した場合に、エネルギーベースラインの調整を行い、改めて本市と事業者の協議のもと、削減保証額を見直すことができるものとする。

イ.エネルギーベースライン変動要因に基づいた見直しにより修正された削減額の算定については、事業者が合理的な根拠を示して資料の作成を行うこととする。なお、エネルギーベースラインの調整は、別途計算方法等を示し、本市との協議により承諾を得なければならない。

(6) ESCO サービス料に係る債権の取り扱い

ESCO サービス料に係る債権は、譲渡又は担保にすることはできない。ただし、あらかじめ本市の承認を受けたときはこの限りではない。

7-7. 運転及び維持管理に関する事項

(1) 運転管理指針の提示について

事業者は、ESCO 設備及び本市の既存設備の最適な「運転管理指針(案)」を提案し、本市との協議で承諾された「運転管理指針」を作成するものとする。事業者及び本市は、善良なる管理者の注意義務をもって、その運転管理指針に則り、事業者と本市が協力して運転管理を行うものとする。また、事業者が作成する運転管理指針に基づき、本市の担当職員等が適切な運転管理を行えるよう十分な説明を行うものとする。

なお、事業者は、既存設備に関する運転状況を本市の了解のもとに必要な応じて調査し、本市の運転管理者が運転管理指針と著しく乖離している場合には、本市に対して適切な運転管理の提言を行うことができる。また、事業者は、より効果的な運転管理について、必要な助言を適宜行うことができる。

(2) ESCO 設備の維持管理について

事業者は、本市に ESCO 設備の維持管理計画書を提出し、本市の承諾した維持管理計画に基づいて ESCO 設備の必要な維持管理を行うものとする。

事業者は、ESCO 設備の維持管理状況について、毎年度、本市に報告しなければならない。本市は、維持管理が計画どおりでなく、もしくは不十分である時は、事業者に対して必要な措置を命ずる場合がある。

(3) 行政財産の使用許可手続について

事業者は、必要に応じて ESCO 設備等の設置に伴う行政財産の使用許可手続を行うものとする。ただし、使用料の支払いは免除とする。

(4) 保険について

事業者は、ESCO 設備について、自己の負担で保険に加入することとする。ただし、加入する種類、内容は本市と協議のうえ定めるものとする。

7-8. 計測・検証に関する事項

(1) 事業者は、提案により示した省エネルギー率、光熱水費削減額及び削減保証額が確実に守られていることを証明するための適切な計測・検証手法を本市に提示し、契約期間中において、ESCO 設備の計測・検証を行うものとする。

(2) 事業者は、計測・検証結果を毎年度市に報告し、本市はそれを確認する。

7-9. 包括的エネルギー管理計画書の作成

優先交渉権者は、詳細診断終了後、前記の 7-1 から 7-8 に示す内容を併せた包括的エネルギー管理計画書(最終提案書)を作成するものとする。ESCO 提案書を包括的エネルギー管理計画書の内容が大きく乖離する場合は、次点優秀提案者との契約交渉を開始することがある。

7-10. その他

この要項に定めることその他、ESCO 提案の募集等の実施にあたって必要な事項が生じた場合には、参加者に通知する。

8 事業の実施に関する事項

8-1. 誠実な事業遂行業務

- (1) 事業者は、包括的エネルギー管理計画書、募集要項、配布資料及び契約書に基づく諸条件に沿って、誠実に業務を遂行しなければならない。
- (2) 業務遂行にあたって疑義が生じた場合には、本市と ESCO 事業者の両方で誠意をもって協議することとする。

8-2. 契約期間中の事業者と本市の関わり

ESCO 事業は、事業者の責により遂行され、本市は契約に定められた方法により、事業実施状況について確認を行う。

8-3. 本市と事業者との責任分担

(1) 基本的な考え方

ESCO 提案が達成できないことによる損失は、原則として、事業者が負担しなければならない。ただし、異常気象や運転状況の大幅な変動等、事業者の責に帰さない合理的な理由がある場合は、事業者が合理的な根拠を示した申し出を行うことにより、別途協議を行うことができる。

(2) 予想されるリスクと責任分担

本市と事業者の責任分担は、原則として別紙2「予想されるリスクと分担責任」(以下「分担表」という。)によることとし、応募者は負担すべきリスクを想定したうえで ESCO 提案を行うものとする。なお、分担表に該当しない事項が発生した場合には、別途協議を行うものとする。

- (3) 事業の継続が困難となった場合の措置については、契約書において定めるものとする。

9 契約に関する事項

9-1. 契約の手順

本市と優先交渉権者は、平成 28 年3月に開催予定の議会において本事業の予算が可決された場合、契約締結のための手続きを行う。

9-2. 契約の概要

(1) 締結時期

平成 28 年9月予定

(2) 契約の概要

募集要項、包括的エネルギー管理計画書に基づき、随時契約が成立した場合に締結するものであり、事業者が遂行すべき設計、省エネルギー改修工事及び運転・維持管理に関する事業内容や省エネルギー保証量、支払方法等を定めるものとする。また、本市と事業者の役割と責任及び遵守事項を明確化し、相互の確認事項や方法及び時期等について明記するものとする。

10 ESCO 提案提出書類・作成要領

10-1.ESCO 提案時の提出書類

次の提出書類に各々の書類符号を記した表紙とインデックスを付け、A4 縦長ファイルに綴じたものを 11 部(正本 1 部、副本 10 部)提出してください。

- (1) 提案書提出届(様式第 7 号)
- (2) 提案総括表(様式第 10 号の 1、第 10 号の 2)
- (3) 技術提案書(様式第 11 号の 1～第 11 号の 5)
- (4) 事業資金計画書(様式第 12 号の 1～第 12 号の 5)
- (5) 維持管理等提案書(様式第 13 号の 1～第 13 号の 4)
- (6) 主要機器等の設置計画図(様式第 14 号)

10-2.作成要領

(1) 一般事項

ア.使用言語は日本語、通貨は日本国通貨、単位は計量法に定めるものとし、全て横書きとする。なお、原則としてフォントは MS 明朝体 10.5 ポイントで統一すること。

イ.各提案書類には、各ページの下中央に通し番号を付すとともに、右下に本市が送付する提案要請書に記載されている提案要請番号を記載すること。

ウ.各提案書類には、会社名、住所、氏名、ロゴマーク等、応募者を特定できる表示は一切付してはならない。

エ.提案書提出届(様式第 7 号)により提出書類の構成を示したうえで、各提出書類に ESCO 提案書表紙(様式第 8 号)をそれぞれ付し、A4 縦長ファイルに綴じたもので提出すること。なお、A4 版以外の様式については、A4 版サイズに折り込むこと。

オ.様式第 12 号の 1 から第 12 号の 3 については、予定する補助金が得られた場合と、得られなかった場合のそれぞれについて作成すること。

カ.エネルギーに関する換算値

エネルギーに関する計算においては、下表の換算値で行うこと。

| エネルギー種別 | 1次エネルギー換算 | Co2 排出係数 |
|---------|-------------|-----------------|
| 電気 | 9.97 MJ/kwh | 0.86 kg-Co2/kwh |
| A 重油 | 39.10 MJ/L | 2.71 kg-Co2/L |

(2) 提案書総括表

ア.改修提案項目一覧表(様式第 10 号の 1)

省エネルギー改修項目ごとに、一次エネルギー及び二酸化炭素排出の削減効果、光熱水費年間削減額、工事他投資額、単純回収年について記載すること。

イ.ESCO 契約内容提案書(様式第 10 号の 2)

年間削減予定額、年間削減保証額、年間 ESCO サービス料、契約期間について記載すること。

(3) 技術提案書

ア.省エネルギー改修項目等の説明(様式第 11 号の1)

詳細検討に基づき、省エネルギー手法ごとに、改修前と改修後の設備(システム)構成図、対象設備に関するエネルギー消費状況の評価内容、省エネルギー改修項目の内容及びシステム説明、エネルギー消費量等に関する技術的、数値的根拠について、A4 版4枚以内で記載すること。

イ.環境への配慮(様式第 11 号の2)

窒素酸化物(NO_x)、硫黄酸化物(SO_x)、ばいじん、騒音等の環境対策について、A4 版2枚以内で記載すること。

ウ.ESCO 設備と既存設備の関係(様式第 11 号の3)

導入する省エネルギー手法が既存設備の更新や効率化改修に寄与する内容について、A4 版2枚以内で記載すること。

エ.省エネルギー改修工事中の対応(様式第 11 号の4)

工事施工にあたり、安全管理・工程管理などにおいて特に重要と判断する事項及び施設の運営・業務への影響、地元企業の活用、品質管理、工事完了期限、設備引渡し等に関する内容について、A4 版2枚以内で記載すること。

オ.契約終了後の対応(様式第 11 号の5)

契約期間終了後の対応、ESCO 設備の扱いについて、A4 版1枚で記載すること。

(4) 事業資金計画書

ア.事業収支計画書(様式第 12 号の1)

契約期間中における、本市の事業全体に関する収支計画を作成すること。用紙は A3 版横書きとすること。

イ.事業者収支計画書(様式第 12 号の2)

契約期間中の事業収支(事業者分)について記載すること。なお、ESCO 事業終了後の設備の扱いについては、簿価並びに撤去費用を考慮しない方法で計算することとし、用紙は A3 版横書きとすること。

ウ.資金計画書(様式第 12 号の3)

資金調達に関する考え方、外部借入の内訳、その他資金調達手法として検討している事項を記入すること。

エ.工事予算等経費計画書(様式第 12 号の4)

初期投資に係る費用を記入のうえ、内訳を添付すること。詳細診断費には、包括的エネルギー管理計画書作成の費用も含めること。

オ.補助金関係提案書(様式 12 号の5)

想定している補助金の種類と金額、補助金の交付要件、提案内容での補助金獲得の可能性等に関する考察について A4 版2枚以内で記載すること。

(5) 維持管理等提案書(様式第 13 号の1)

ア.維持管理計画

① 維持管理計画

ESCO 設備の維持管理業務に関する計画内容を記載すること。また、コスト削減及びサービス水準の向上等の視点で工夫している点があれば、併せて A4 版2枚以内で記載すること。

② 維持管理見積書

毎年要する費用と、その算定根拠を示すこと。なお、別途作成する内訳がある場合は添付すること。

イ.計測・検証計画書(様式第 13 号の2)

① 省エネルギー効果の測定・検証方法

エネルギー削減保証量が確実に達成されていることを証明するための、適切な計測・検証方法を示すこと。

② 計測機器設置見積書

計測・検証に必要な機器類の設置費用と、その算定根拠を示すこと。なお、別途作成する内訳がある場合は添付すること。

③ 計測・検証見積書

毎年要する費用と、その算定根拠を示すこと。なお、別途作成する内訳がある場合は添付すること。

④ その他特記事項

コスト削減及びサービス水準の向上等の視点で工夫している点があれば A4 版で記載すること。(枚数制限なし)

ウ.運転管理方針計画書(様式第 13 号の3)

① 運転管理方針

ESCO 設備及び本市の既存設備に関する適切な運転管理の考え方、事業者と本市の役割について記載すること。また、コスト削減及びサービス水準の向上等の視点で工夫している点があれば、併せて A4版3枚以内で記載すること。

② 運転管理費見積書

毎年要する費用と、その積算根拠を示すこと。なお、別途作成する内訳がある場合は添付すること。

エ.緊急時対応提案書(様式第 13 号の4)

提案の安全性、信頼性、災害時を含む緊急時対応方法の考え方について、A4 版2枚以内で記載すること。

(6) 主要機器等の設置計画図(様式第 14 号)

提案する ESCO 設備等の設置個所図を示すこと。書式の仕様は任意とする。

(7) その他提案は、自由とする。様式の仕様は任意とする。

11 閲覧資料

ESCO 提案要請書の送付後、希望する応募者に対し、次の資料の閲覧を行う。

11-1.日時

平成 28 年 1 月 12 日(火)～ 1 月 15 日(金) ※日時を指定する。

11-2.場所

浦添市総務部総務課管財係(浦添市役所8階)

11-3.閲覧資料

- (1) 完成図書(電気、衛生、空調)
- (2) 竣工図(系統図、単線結線図、機械室配置図、建物外観図、各階平面図)
- (3) 中央監視データ
- (4) その他応募者が希望し、本市が許可する資料

1.エネルギー使用量及び光熱水費

1-1.電力使用量(単位:kwh)

| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 年間実績 |
|--------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|-----------|
| 平成24年度 | 157,360 | 225,980 | 260,400 | 286,100 | 290,970 | 251,560 | 222,110 | 155,200 | 150,110 | 148,890 | 143,920 | 159,560 | 2,452,160 |
| 平成25年度 | 160,550 | 222,470 | 274,790 | 310,750 | 306,740 | 267,280 | 218,690 | 149,960 | 142,650 | 138,150 | 135,640 | 154,120 | 2,481,790 |
| 平成26年度 | 147,770 | 204,820 | 246,280 | 290,280 | 281,600 | 273,380 | 237,160 | 143,570 | 143,409 | 139,170 | 134,470 | 157,450 | 2,399,359 |
| 平均 | 155,227 | 217,757 | 260,490 | 295,710 | 293,103 | 264,073 | 225,987 | 149,577 | 145,390 | 142,070 | 138,010 | 157,043 | 2,444,436 |

1-2.電力料金(単位:円/税込)

| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 年間実績 |
|--------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|------------|
| 平成24年度 | 3,835,274 | 3,626,453 | 4,490,909 | 5,052,398 | 5,829,498 | 5,822,937 | 5,098,279 | 4,342,724 | 3,541,615 | 3,474,703 | 3,473,379 | 3,415,670 | 52,003,839 |
| 平成25年度 | 3,677,046 | 3,748,123 | 4,565,236 | 5,391,036 | 6,309,946 | 6,193,011 | 5,562,906 | 4,570,760 | 3,627,222 | 3,512,577 | 3,452,986 | 3,424,225 | 54,035,074 |
| 平成26年度 | 3,753,544 | 3,809,024 | 4,597,813 | 5,241,504 | 6,232,691 | 6,030,429 | 5,873,462 | 4,997,166 | 3,671,976 | 3,665,161 | 3,576,239 | 3,468,847 | 54,917,856 |
| 平均 | 3,755,288 | 3,727,867 | 4,551,319 | 5,228,313 | 6,124,045 | 6,015,459 | 5,511,549 | 4,636,883 | 3,613,604 | 3,550,814 | 3,500,868 | 3,436,247 | 53,652,256 |

1-3.上下水道使用量(単位:m³)

| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 年間実績 |
|--------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|
| 平成24年度 | 348 | 177 | 188 | 179 | 180 | 164 | 178 | 181 | 254 | 275 | 514 | 543 | 3,181 |
| 平成25年度 | 170 | 169 | 173 | 679 | 600 | 195 | 265 | 375 | 290 | 494 | 180 | 440 | 4,030 |
| 平成26年度 | 460 | 158 | 160 | 181 | 166 | 177 | 235 | 551 | 379 | 637 | 639 | 492 | 4,235 |
| 平均 | 326 | 168 | 174 | 346 | 315 | 179 | 226 | 369 | 308 | 469 | 444 | 492 | 3,815 |

2 ベースライン基本データ

2-1.エネルギー使用量

| | |
|-----------------------|-----------|
| 電力(kwh) | 2,444,436 |
| 上下水道(m ³) | 3,815 |

2-2.光熱水費(単位:円/税込)

| | |
|------|------------|
| 電力 | 53,652,256 |
| 上下水道 | 2,063,120 |

2-3.単価(税抜)

| | |
|--------------|-------------------------|
| デマンド(力率割引なし) | 1,585 円/kw |
| 電力(夏季) | 18.79 円/kwh |
| 電力(その他季) | 17.37 円/kwh |
| 蓄熱割引 | -6.45 円/kwh |
| 上下水道 | 415.99 円/m ³ |
| A重油 | 75.25 円/L |

※電力(夏季)は、5月～10月の期間

2-4.維持管理費相当額

4,750 千円/年

2-5.設備更新費等相当額

15,000 千円/年

予想されるリスクと責任分担

ESCO事業における本市と事業者のリスク及び責任分担について、下表のことが想定されます。

| リスクの種類 | リスクの内容 | 負担者 | | |
|-------------------------|-----------------------|-------------------------------------|-----|---|
| | | 本市 | 事業者 | |
| 共通 | 募集要項の誤り | 募集要項の記載事項に重大な誤りがあるもの | ○ | |
| | 提案書の誤り | 提案書で提示された事項に重大な誤りがあるもの | | ○ |
| | 第三者賠償 | 調査・建設・維持管理による騒音・振動等によるもの | ○ | ○ |
| | 安全性の確保 | 設計・建設・維持管理における安全性の確保 | | ○ |
| | 環境の保全 | 設計・建設・維持管理における環境の保全 | | ○ |
| | 制度の変更 | 消費税及び地方消費税 | ○ | |
| | | 上記以外の税に関するもの | ○ | ○ |
| | 事業の中止・延期 | 本市の指示によるもの | ○ | |
| | | 周辺住民等の反対による事業の中止・延期 | ○ | ○ |
| | | 施設の建設に必要な許可等の取得遅延によるもの | | ○ |
| 本市の不注意等による建設許可等の遅延によるもの | | ○ | | |
| 事業者の事業放棄、破綻等によるもの | | | ○ | |
| 計画・設計段階 | 不可抗力 | 天災等による設計変更・中止・延期 | ○ | ○ |
| | 物価の変動 | 急激なインフレ・デフレ(設計費に対して影響のあるもののみを対象とする) | ○ | ○ |
| | 設計変更 | 本市の提示条件、指示及び判断の不備によるもの | ○ | |
| | | 事業者の指示及び判断の不備によるもの | | ○ |
| | 応募コスト | 応募コストの負担に関するもの | | ○ |
| | 資金調達 | 必要な資金の確保に関するもの | | ○ |
| 予定した補助金等が獲得できない場合 | | ○ | ○ | |
| 建設段階 | 不可抗力 | 天災等による設計変更・中止・延期 | ○ | ○ |
| | 物価の変動 | 急激なインフレ・デフレ(建設費に対して影響のあるもののみを対象とする) | ○ | ○ |
| | 設計変更 | 本市の提示条件、指示及び判断の不備によるもの | ○ | |
| | | 事業者の指示及び判断の不備によるもの | | ○ |
| | 工事遅延・未完工 | 本市の責による工事遅延・未完工による引き渡しの延期 | ○ | |
| | | 事業者の責による工事遅延・未完工による引き渡しの延期 | | ○ |
| | 工事費増大 | 本市の指示・承諾による工事費の増大 | ○ | |
| | | 事業者の指示・判断の不備による工事費の増大 | | ○ |
| | 性能 | 仕様不適合(施工不良を含む) | | ○ |
| 一時的損害 | 引き渡し前に工事目的物等に関して生じた損害 | | ○ | |
| | 引き渡し前に工事に起因し施設に生じた損害 | | ○ | |

| リスクの種類 | | リスクの内容 | 負担者 | |
|--------------|-------------------|---------------------------------------|-----|-----|
| | | | 本市 | 事業者 |
| 支払関連 | 金利の変動 | 金利の変動 | ○ | ○ |
| | 支払遅延等 | 本市の責による支払遅延・不能によるもの | ○ | |
| | | 利益の修正等のために支払いが遅延する場合 | | ○ |
| | | 計測・検証報告の遅延により支払いが遅延する場合 | | ○ |
| | | 省エネルギー保証行為の不履行 | | ○ |
| 瑕疵担保 | ESCO設備の隠れた瑕疵の担保責任 | | ○ | |
| 維持管理関連 | 計画変更 | 用途の変更等、本市の責による事業内容の変更 | ○ | |
| | | 事業者が必要と考える計画変更 | | ○ |
| | 維持管理費の上昇 | 事業者の責による維持管理費の増大 | | ○ |
| | 立ち入り許可 | 施設への立ち入り許可が下りない場合の事業未遂行 | ○ | |
| | 設備の損傷 | 本市の故意・過失又は本市設備に起因するESCO設備の破損 | ○ | |
| | | 事業者の故意・過失に起因するESCO設備の破損 | | ○ |
| | 施設の破損 | 事業者の故意・過失又はESCO設備に起因する事故・火災による本市施設の破損 | | ○ |
| | | 上記以外の事故・火災による破損 | ○ | |
| 不可抗力 | 天災等によるESCO設備の破損 | ○ | ○ | |
| 計測・検証 | 機器の不良 | ESCO設備が所定の性能を達成しない場合 | | ○ |
| | 計測・検証 | 計測・検証の虚偽報告 | | ○ |
| | | 計測・検証に必要な本市からの情報提供の遅延・不能によるもの | ○ | |
| | 光熱水費単価 | 光熱水費単価の変動 | ○ | |
| | ベースライン調整 | 本市施設・機器の使用状況、稼働率の顕著な変動や運転管理方法の顕著な変更 | ○ | |
| 上記以外の変動要因の場合 | | ○ | ○ | |
| 保証 | 性能 | 仕様不適合(施工不良を含む) | | ○ |
| | | 仕様不適合による施設・設備への損害、本市施設運営・業務への障害 | | ○ |